

秋田県知的財産活動 推進指針

平成27年3月

令和2年4月改定

秋 田 県

目 次

第 1 策定の趣旨	1
第 2 指針の改定	2
第 3 知財指針の性格	2
1 位置付け	2
2 知財指針の対象範囲	2
3 推進期間	2
4 検証及びその実施体制	2
第 4 国及び秋田県における近年の動向等	3
1 国の近年の主要な動向	3
(1) 国の知的財産政策に係る主要な経緯	3
(2) 「特許法等の一部を改正する法律」の概要	3
(3) 職務発明制度の見直しの	4
(4) 「東北地域知財戦略本部」及び「東北地域知財戦略推進計画」 の概要	4
2 県の近年の主要な動向	5
(1) 秋田県における知的財産活動の概要	5
(2) 県の知的財産政策に係る主要な経緯	5
(3) これまでの知的財産政策の実施状況の概要	6
(4) 県計画等における知的財産政策の位置付け	7
第 5 県を挙げた知的財産活動の推進	9
第 6 企業・大学等・県における活動推進指針	13
1 企業	13
(1) 概要	13
(2) 各ステージにおける対応指針	14
(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向	15

2 大学等【大学、高専】	16
(1) 概要	16
(2) 各ステージにおける対応指針	17
(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向	17
 3 県【公設試、公設試所管課、地域産業振興課等】	19
〔I 特許権等〕	19
(1) 概要	19
(2) 各ステージにおける対応指針	19
(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向	20
 〔II 育成者権〕	21
(1) 概要	21
(2) 各ステージにおける対応指針	21
(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向	22
 第7 「知的財産活動」を通じた秋田県の活性化に向けて	23
1 「知的財産活動」のとらえ方について	23
2 各主体に期待される「知的財産活動」における役割について	23
(1) 企業	23
(2) 大学等	23
(3) 県	24
3 結びに	24
 用語説明	25

第1 策定の趣旨

県では、グローバル化の急速な進展等が私たちの生活や社会経済活動に大きな影響を与える中にあっても、地域が持続的に発展していくため、平成26年度からスタートした、新たな県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン（以下「2期プラン」という。）」に基づき、若者の県内定着や少子化対策、子育て支援策等の直接的な歯止め策はもとより、産業経済活動の維持・成長や働く場の確保に加え、人口減少社会を踏まえた新たな社会システムの構築など、先駆的な取組を進めることとしています。

2期プランでは、「日本に貢献する秋田、自立する秋田」を目指し、平成26年度からの4年間で重点的に取り組む「重点戦略」のほか、県民の基礎的な生活環境の整備を進めるために継続的に取り組む「基本政策」を提示しています。

「重点戦略」のうち、「産業構造の転換に向けた産業・エネルギー戦略」には、企業の経営基盤の強化を図るため、知的財産を活用した製品開発やデザイン、マーケティングに関する支援を行うことが、また、「国内外に打って出る攻めの農林水産戦略」には、各分野でトップブランド産地づくりを推進することが掲げられており、これらを着実に推進するためには、特許、意匠（デザイン）、植物の新品種等の知的財産制度について理解を深めるとともに、それを十分に活用することが不可欠です。

また、知的財産制度に関しては、「基本政策」において「ＩＣＴの活用と科学技術の振興」が掲げられており、それを支える個別計画として、「あきた科学技術振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）」が位置付けられています。

ビジョンは、「秋田の強み」を活かした研究開発を推進し、産業界への着実な技術移転により新産業・新事業の創出を図るため、科学技術を基軸に秋田の特長やこれまでの様々な取組を確かな成果に結びつけていくことを目指しており、この施策の一つに「知的財産の創造・保護・活用」があります。

これは、県内企業、大学等や公設試験研究機関（以下「公設試」という。）において、県民生活の質の向上に貢献できる研究成果を「創造」し、知的財産権として「保護」しながら、その成果を企業に移転し「活用」するという「知的創造サイクルの推進」を通して、2期プランの目指す「将来の姿」のうち「県内企業と大学・公設試の交流が活発に行われ、魅力的な製品が次々と生み出されることにより、地域経済が活性化しています」の実現を図るものです。

県では、2期プランの策定に加え、ビジョンや県における知的財産管理体制が見直されたことを踏まえながら、今後の本県知的財産活動の推進方向を明らかにし、各主体のより積極的な知的財産活動の展開に資するため、このたび、「秋田県知的財産活動推進指針（以下「知財指針」という。）」を策定することとしました。

この知財指針の趣旨を各関係機関において共有し、県を挙げた知的財産活動がこれまでにも増して活発に行われ、県内における産業振興の一助となれば幸いです。

第2 指針の改定

平成27年に策定した指針は、「あきた科学技術振興ビジョン」の推進期間に合わせて3年間を念頭においていました。今般、県政の運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン（以下「3期プラン」という。）」が策定されるとともに、知的財産の活用を含む本県科学技術振興が向かう今後の方向性と方策を示した「あきた科学技術振興ビジョン2.0（以下「ビジョン2.0」という。）」が策定されました。

時代の潮流や社会経済情勢に対応した3期プラン、ビジョン2.0においても知的財産推進活動の方向性に変わりはないことから、国及び県における近年の知的財産関連の計画策定状況や各種実績の数値等ほか状況が変化した部分について改定を行い、指針の推進期間を延長して引き続き知的財産活動の方針を示していくものです。

第3 知財指針の性格

1 位置付け

知財指針は、3期プランを支える個別計画であるビジョン2.0に掲げられている「知的財産の活用」の方向性を受け、企業・大学等・県など、それぞれの主体における知的財産活動推進のための基本的事項を示すものであるとともに、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第6条に規定される地方公共団体の責務として定めるものです。

なお、県内企業にあってはその経営戦略に基づき、大学等にあってはそのポリシーに基づき知的財産活動を展開することが前提であり、この指針は各主体の自主的・独創的な取組を妨げるものではありません。

2 知財指針の対象範囲

(1) 対象となる主体

県を挙げて知的財産の創造や保護、活用を推進し、本県産業の振興等を図ることが知財指針の目的であることから、県内企業や大学等、県及び各関係機関を対象とします。

(2) 対象となる知的財産（権）

産業振興につながる発明（特許権）や考案（実用新案権）、意匠（意匠権）、商標（商標権）、新品種（育成者権）を主な対象とします。

3 推進期間

3期プランの推進期間に合わせて期間を延長し、平成27年度から令和3年度までとします。

4 検証及びその実施体制

ビジョン2.0の見直しに合わせて、内容の検討を行います。

また、社会・経済情勢の変化や時代の要請など、必要に応じて隨時見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、大学等高等教育機関や産業支援機関、各種団体、研究開発型企業等で構成される有識者会議「あきた総合科学技術会議」から意見をいただくななど、県民ニーズ等を適切に反映します。

第4 国及び秋田県における近年の動向等

1 国の近年の主要な動向

(1) 国の知的財産政策に係る主要な経緯

国においては、産業競争力低下への懸念や知的創造サイクル確立の必要性等から、知的財産を基に製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり、いわゆる「知的財産立国」を実現するため、平成14年に、「知的財産戦略大綱」を策定しました。

併せて、知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念や、その実現を図るための基本的事項等を定めた知的財産基本法が制定され、「知的財産戦略本部」の設置や、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）」の策定が義務付けられております。

また、知的財産基本法の施行から10年が経過する間に、中国を始めとする新興国のプレゼンス（存在感）の高まりや、大企業はもとより中小・ベンチャー企業まで含めたビジネス環境のグローバル化・フラット化・オープン化、コンテンツメディアの多様化など、知的財産政策の前提となる社会経済情勢が急激に変容したことを受け、平成25年6月7日には、今後10年間で知的財産における世界最先端の国となることを目指した「知的財産政策ビジョン」が策定されたところであります。

この「知的財産政策ビジョン」の内容の一部は、安倍政権の成長戦略である「日本再興戦略」、「未来投資戦略」にも反映され、産業競争力の強化に当たっての重要な取組の一つとして位置付けられています。

さらに、平成29年5月16日には、①第4次産業革命（Society5.0）の基盤となる知財システムの構築、②知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進、③2020年とその先の日本を輝かせるコンテンツ力の強化を最重点の柱とする「知的財産推進計画2017」が知的財産戦略本部において決定されております。

一方、種苗法に基づく品種保護制度（品種登録制度）を所管する農林水産省においては、品質、社会的評価その他確立した特性が産地と結びついている产品について、その名称を知的財産として保護する地理的表示保護制度（GI）を創設し、平成27年から6月から実施されています。

また、農林水産業・食品産業のグローバル化に伴い、海外市場における模倣品等への対応が求められるなっているほか、地理的表示保護制度を踏まえた対応が必要となっていることなどから、知的財産の適切な保護及び活用に関する施策を協力に推進するため、平成27年5月28日に「農林水産省知的財産戦略2020」を策定されています。

(2) 「特許法等の一部を改正する法律」の概要

平成26年5月14日に、「特許法等の一部を改正する法律（平成26年法律第36号）」が公布され、「世界最速かつ最高品質の知財システム」の実現に向け、国際調和を図りつつ、地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者にとっても一層使いやすい知的財産制度の構築に取り組むこととしています。

【改正内容の概要】

特許法

- ①救済措置の拡充（国際的な法制度にならい、出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする等の措置）

- ②「特許異議の申立て制度」の創設（特許権の早期安定化のための措置）

意匠法

複数国に対し意匠を一括出願するための規定の整備による、出願人のコスト低減

商標法

- ①保護対象の拡充（他国では既に広く保護対象となっている色彩・音といった「新しい商標」の保護対象への追加）

- ②「地域団体商標」の登録主体の拡充（事業協同組合等に限定されている登録主体に、商工会、商工会議所及びNPO法人を追加）

弁理士法

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置付けるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨を明確化

(3) 職務発明制度の見直し

職務発明制度の見直しについては、「特許を受ける権利」の法人帰属を選択可能とする制度の見直しが行われました。

【職務発明制度の見直しについて】

○ 「職務発明制度」とは、従業員が職務上行った発明について、企業が特許権等を取得した場合の権利やその対価（報酬）の取扱いについて定める制度で、特許法第35条に規定されています。

○ 改正前の法は、「特許を受ける権利」は発明者に帰属し、企業が特許出願をする際は、その権利を譲り受ける形としていました（いわゆる「発明者帰属」）。

発明者は、「特許を受ける権利」を企業に譲渡するため、「相当の対価の支払を受ける権利」を有するとされていましたが、企業の発明者に対する支払の予見性の観点など、職務発明制度が、企業のグローバル活動における経営上のリスクになっているとの指摘がありました。

○ 平成27年の法改正により、「特許を受ける権利」について、初めから法人帰属とすることが可能となりました。

(4) 「東北地域知財戦略本部」及び「東北地域知財戦略推進計画」の概要

平成16年に策定された「知的財産推進計画2004」において、特に中小・ベンチャー企業の知的財産活動を促し、戦略的な事業化を支援する体制を構築するため、地域の経済産業局等に「地域知財戦略本部」を整備することが提言され、平成17年7月に東北各県や仙台市のほか、大学や企

業等の有識者をメンバーとする「東北地域知財戦略本部」が設置されました。

「東北地域知財戦略本部」では、平成22年3月に「知的財産意識啓発」「知的財産人材育成」「知的財産活用促進」を基本方針とする「第3期東北地域知財戦略推進計画」を策定し、平成25年度まで取組を進めてきました。

平成26年度からは、これまでの取組を検証した上で、「無意識層や次世代人材に対する知的財産意識の啓発・向上（意識啓発）」「企業等の知的財産や知的財産活動に対する理解とスキルの向上（人材育成）」及び「知的財産の活用による事業展開（ブランド化、海外進出等）の促進（活用促進）」等を「今後の施策の方向性」に掲げ、重点的に取り組んでいます。

2 県の近年の主要な動向

(1) 秋田県における知的財産活動の概要

各知的財産に係る出願等は次のとおりであり、他県に比べ、知的財産活動が活発に行われているとは言えない状況です。

① 特許

- 平成29年の出願は116件で東北6位、全国46位。同登録は51件で東北6位、全国45位。

なお、国際出願（PCT出願）は15件で、東北4位、全国40位。

② 実用新案

- 平成29年の出願は21件で東北3位、全国36位。同登録は18件で東北3位、全国37位。

③ 意匠

- 平成29年の出願は9件で東北6位、全国47位。同登録は7件で東北6位、全国47位。

④ 商標

- 平成29年の出願は296件で東北5位、全国43位。同登録は183件で東北6位、全国44位。

お、「地域団体商標」は、平成31年3月末日時点で11件登録で東北2位、全国24位。

⑤ 植物の品種

- 平成30年の出願は5件、同登録は5件。平成30年12月末時点で登録されている件数は32件。

(2) 県の知的財産政策に係る主要な経緯

県では、特許等の知的財産を豊富に生み出し、適正に保護し、積極的に活用することにより本県産業の振興を図るため、平成16年3月、公設試における特許戦略を中心とした、「秋田県知的財産戦略第1期戦略（以下「第1期戦略」という。）」を策定しました。

また、平成18年3月には、公設試の特許戦略を中心としていた第1期戦略を見直し、大学や企業の取組に対する支援の在り方なども含めた第2期戦略を策定しました。

第2期戦略は、产学研官全体での知的財産の創造・保護・活用という知的創造サイクルの促進による本県産業の振興を目的としており、対象となる知的財産も、特許に加え、実用新案・意匠等の産業財産と、種苗法に基づく

植物の品種まで拡大したほか、これまでの県内企業・県（公設試）に県内大学を加えるなど、多様な主体により、幅広い権利を対象に知的財産戦略を進めていくことを内容としたものでした。

(3) これまでの知的財産政策の実施状況の概要

① 第1期戦略に基づく実施状況（※H16・17年度）

- ◆県における、職務発明対価の見直し（登録補償・実施補償金の増額）による研究員の発明に係るインセンティブの向上
- ◆県における、不要特許権の処分制度の創設による管理コストも意識した適正な権利保全の推進
- ◆県における、県有特許商談会の開催や実施許諾制度の見直し、権利譲渡制度の創設による県有特許有効活用の促進
- ◆県における、県有特許の一元所管による県有特許情報等の管理機能の強化
- ◆あきた企業活性化センター（以下「企業活性化センター」という。）における、「知的所有権センター」アドバイザー増員による支援活動の充実

② 第2期戦略に基づく実施状況（※H18～20年度）

- ◆県における、「公設試験研究機関知的創造サイクル強化事業」等の実施による県有特許の創造・保護・活用の促進
- ◆秋田大学における、知的財産ポリシー策定や知的財産アドバイザー派遣による知的財産管理体制や意識啓発の充実
- ◆秋田県立大学（以下「県立大学」という。）における、知的財産ポリシー、職務発明規程等の整備や、知財コーディネーターの採用による知的財産サイクルの推進に向けた体制の整備
- ◆企業活性化センターにおける、「知財目利き委員会事業」等の产学研官全体に係る知財活用促進の支援
- ◆秋田大学・県立大学・秋田工業高等専門学校（以下「秋田高専」という。）や公設試における、研究シーズのデータベース化やウェブサイト・冊子による情報発信

〔第2期戦略に定める数値目標の達成状況〕

指標名	基準値 (H16年度)	目標年度(H20年度)		備考
		目標	実績	
特許権の登録数（累計、件）	37件	165件	248件	目標達成
県有特許の許諾数（件）	21件	43件	58件	目標達成

③ 「秋田県科学技術基本構想」第3期実施計画に基づく実施状況

（※H21・22年度）

- ◆県における県有特許の一元管理の実施や知的所有権担当者研修会の開催
- ◆企業活性化センターにおける、「知的所有権センター」の「特許活用講習会」等による知財人材の育成や、特許流通アドバイザーの精力的な企業訪問による知的財産活用の支援

[「秋田県科学技術基本構想」第3期実施計画に定める数値目標の達成状況]

指標名	基準値 (H19年度)	目標年度(H22年度)		備考
		目標	実績	
県有特許の許諾件数 (件)	37件	60件	64件	目標達成
特許権の登録数(累計、 件)	192件	348件	380件	目標達成

(4) ビジョンに基づく実施状況(※H23~28年度)

- ◆県における、「知的財産総合マネジメント事業」等の実施による、研究員の大学院等への派遣や、中央で開催される知的財産研修への派遣、県有特許改良の支援等
- ◆県における、「秋田広域商談会」と「県有特許商談会」の合同開催
- ◆県における、「県有特許技術シーズ集」の作成・周知や、県有特許の全国的なデータベース((独)工業所有権情報・研修館、JST)への登載
- ◆公設試における、ウェブサイトや研究成果発表会、商談会、技術営業等による県有知的財産に係る積極的な情報発信
- ◆秋田大学における、研究者の知財マインドの向上や地域における知財人材の育成を図る知財セミナーの開催
- ◆県立大学における、学内講師や外部の専門家を活用した学内外向けセミナー等の開催
- ◆秋田高専における、学生・教職員向けの知的財産講演会等の開催
- ◆企業活性化センターにおける、「知財総合支援窓口」での知的財産に関する相談の実施
- ◆秋田県発明協会における、知的財産権に関する研修会等の実施

[ビジョンに定める数値目標の達成状況]

指標名	基準値 (H24年度)	H28年度		備考
		目標	実績	
特許実施許諾件数 (H19年度からの累計、 件)	90件	130件	173件	目標達成

以上のように、各主体において知的財産に関する取組を実施してきたところですが、2の(1)のとおり、全国的に低位の指標が多く、知的財産活動は県全体で活発に行われている状況にはありません。

もちろん、特許の出願・登録件数等はあくまで一つの指標に過ぎず、県内の産業振興等につながる質の高い実用性を備えた知的財産を生み出すことが重要であり、そのためには、知的財産を大切な資源と認識し、活発な知的財産活動を定着させることが必要です。

各主体が、期待される役割を踏まえながら、その戦略に基づき、質・量ともに意識した取組を、更に推進していくことが求められています。

(4) 県計画等における知財財産政策の位置付け

3期プランを支える個別計画であるビジョン2.0において、次のように定められています。

ビジョンを貫く4つのメソッド

－2 イノベーション創出を推進する連携体制【連携】

－(2)知的財産の活用

①知的財産の活用を促進する企業、研究機関の連携

研究機関の知的財産の情報発信、企業との相互の知的財産の活用によるイノベーション活動を促進します。

②知的財産に精通した人材の育成

研究機関等における知的財産管理の自立と円滑な活用を促進するため、研修等により知的財産管理に精通した人材を育成します。

③県内民間企業の知的財産の創造・保護・活用への支援

マッチング活動や共同研究、相談窓口を通して県内民間企業の知的財産活用意識を醸成し、創造・保護・活用を支援します。

このほか、産業振興等の観点から、3期プラン等において、次のとおり定められています。

① 産業振興の観点：

- ・ 3期プランに、県内企業の知的財産を活用した製品開発やデザイン等に関する支援を規定
- ・ 「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」（平成30年3月策定）に、企業活性化センターの知財総合支援窓口における、特許の外国出願に対する支援も含めた知的財産に関する一貫した支援や、知的創造サイクルの強化による公設試から中小企業への技術移転の促進といった内容を規定

② 農林水産業振興の観点：

- ・ 3期プランに、民間企業等とも連携しながらの県オリジナル品種・新商品の開発促進とその普及拡大を規定

③ 食品産業振興の観点：

- ・ 3期プランに、地理的表示保護制度（G1）等の活用による食品ブランド確立に向けた支援や商品開発から販売までの一環した戦略のもとで、総合食品研究センターの技術支援などと併せ、次世代の商品開発促進を規定

以上のとおり、県においては、科学振興の観点から知的財産活動の支援を行うあきた未来創造部をはじめ、中小企業の知的財産を活用した競争力強化の支援等を行う産業労働部、農林水産業の現場ニーズに応じた品種育成の支援等を行う農林水産部、市場ニーズを先取りした秋田オリジナルな商品開発等の支援を行う観光文化スポーツ部のほか、研究活動を担う公設試が、知的財産活動の重要性を踏まえ、連携して取組を進めていくこととしています。

第5 県を挙げた知的財産活動の推進

知的財産活動は、県内各関係機関がその役割を認識し、連携して進めていく必要があります。各段階における活動の概要は、次のとおりです。

(1) 創造の段階【独自の戦略に基づく研究開発の推進】

＜主な実施主体：企業、大学等、県＞

- ◆ 各実施主体は、独自の戦略に基づく単独研究・共同研究等を実施します。

なお、研究については、企業においては自社の商品（サービス）の高付加価値化につながる成果を、大学等・公設試においては社会還元できる成果を生み出すことが目的であることから、特許の出願など、研究成果の知的財産権化の可能性も見据えながら推進します。

(2) 保護の段階【戦略に基づく「権利化」「ノウハウ管理」の判断、人材育成】

＜主な実施主体：企業、大学等、県＞

- ◆ 各実施主体は、その研究成果の内容に応じ、どのような権利化（特許・実用新案・意匠・商標等）を図るべきか、あるいは権利化せず内部におけるノウハウ管理とすべきかを判断します。その際には、弁理士等の専門家や知財総合支援窓口等を活用するなど、綿密な検討を行います。

なお、特許権等の取得可能性や、その後の事業化可能性については、弁理士はもちろん、産業支援機関のコーディネータや、中小企業診断士等による評価も含めて幅広く検討するなど、「目利き」機能を十分に活用する必要があります。

- ◆ 特許等の出願後は、審査請求や、拒絶理由通知への対応等を、知財総合支援窓口や弁理士事務所等の支援を受けながら行います。

＜主な実施主体：企業、県＞

- ◆ 実務を含めた知的財産活動を適切かつ円滑に行うため、担当者に国・大学等の支援機関が開催する研修・セミナーを受講させるなど、人材育成を進めます。

＜主な実施主体：大学等、産業支援機関＞

- ◆ 大学等や、秋田県発明協会等の産業支援機関は、知的財産制度に関する個別支援・研修会・セミナーを開催するなど、企業等の知的財産に関する意識啓発や、実務を含めた知的財産活動を適切かつ円滑に行うための知的財産人材の育成を支援します。

(3) 活用の段階【知的財産権等の活用による事業化等の推進、事業の保護等】

＜主な実施主体：企業＞

- ◆ 知的財産権及びノウハウを有効に組み合わせて、事業化や商品（サービス）の高付加価値化・ブランド化を推進し、収益の向上や事業基盤の強化を図ります。

- ◆ 併せて、知的財産権の適切な管理・行使により、第三者による商品（サービス）の模倣や権利侵害訴訟等のリスクを回避します。

このため、具体的には、次のように取組を進めます。

- ① 知的財産権及びノウハウの活用に当たって
 - ◆ 自己の特許権等のみならず、大学等や公設試の保有する研究シーズについても積極的に活用を検討し、自社単独での研究開発におけるリスクやコストの低減を図ります。
なお、大学等の研究シーズを活用する際には、県、県内産業団体や技術研究会、産業支援機関、商工団体、金融機関等の連携組織「秋田产学官ネットワーク」を積極的に活用します。
- ② 事業化、高付加価値化・ブランド化の推進に当たって
 - ◆ 事業化する際には、商工会・商工会議所等の中小企業支援団体や金融機関の支援を活用します。
また、意匠権・商標権の取得や、そのデザインに係る支援を検討するなど、商品（サービス）の高付加価値化・ブランド化を図ります。
- ③ 知的財産権の適切な管理・行使に当たって
 - ◆ 特許技術等の自己実施はもとより、その経営戦略や知的財産戦略に基づき、権利のライセンス（実施許諾等）や、譲渡等を検討するなど、研究等に投下した費用の早期回収に取り組みます。
 - ◆ また、事業の推進に併せ、模倣品等、権利侵害発生の有無について情報収集を行うとともに、権利侵害を確認した際は、弁理士事務所等の支援を受けるなど、迅速に対応します。とりわけ東アジア等海外に進出している場合は、注意が必要です。
 - ◆ なお、自己の保有する特許権等について無効審判等争いが生じたときは、知財総合支援窓口や弁理士事務所等の支援を十分に受けながら、適切に対応します。

＜主な実施主体：事業協同組合（農協等）、商工会・商工会議所等＞

- ◆ 本県では、農業協同組合等の事業共同組合が、「秋田由利牛」、「比内地鶏」など、「地域団体商標」を取得しているほか、平成27年6月1日から開始された「地理的表示保護制度（GI）」により「大館とんぶり」、「ひばり野オクラ」が登録されており、地域ブランド化を図る取組を進めています。

また、平成26年8月1日から地域団体商標が拡充され、新たに登録主体となった商工会・商工会議所等は、これを有効活用し、地域の農林水産物や工芸品等の高付加価値化・ブランド化を図ります。

＜主な実施主体：大学等、県＞

- ◆ 大学等、公設試においては、保有する知的財産権等について、企業の求めに応じ提供することはもちろん、「秋田产学官ネットワーク」の交流イベント等で企業に対し活用を働きかけるなど、積極的かつわかりやすい情報発信に取り組みます。

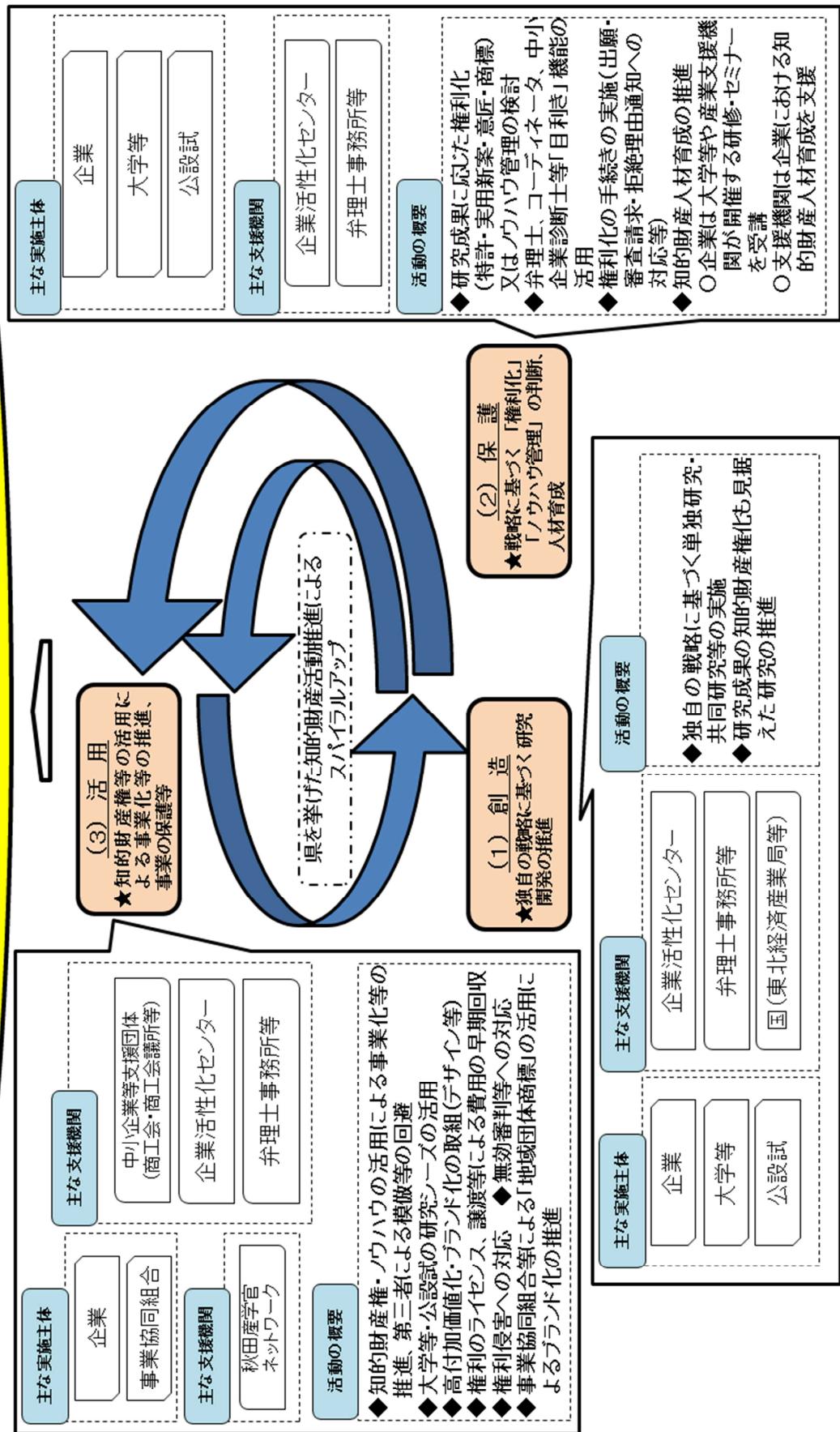
以上のように、県を挙げて知的財産活動を推進することにより、

- ①商品（サービス）の高付加価値化等による企業の競争力や事業基盤の強化
- ②知的財産を戦略的に活用した「地域ブランド」の創出や育成
- ③各主体の連携強化や知的財産マインドの向上による知的財産活動の高質化

が達成され、知的財産を活用した産業の振興や新事業の創出など、本県の活性化が図られます。

知的財産を活用した産業振興・新事業の創出等による本県の活性化

- 商品（サービス）の高付加価値化等による企業の競争力や事業基盤の強化
- 知的財産を戦略的に活用した「地域ブランド」の創出や育成
- 各主体の連携強化や知的財産マインドの向上による知的財産活動の高質化



第6 企業・大学等・県における活動推進指針

各実施主体における活動推進指針を、①知的財産の創造に加え、その積極的な活用により事業化等を進める企業、②知的財産の創造・保護、人材育成等を担う大学等、③県内における知的財産活動の推進と、公設試を中心とした知的財産の創造・保護を担う県の順に示します。

1 企業

- ◆ 県内企業においては、自社の強み・弱みや顧客ニーズ等を分析し、その特長を十分に活かした独自の戦略を策定した上で、関係機関と連携しながら知的財産活動を推進し、高付加価値の商品（サービス）を生み出す一方、第三者の攻撃から事業を守るなど、安定した事業運営に向けて基盤を強化することが求められています。

(1) 概要

知的財産基本法には、「事業者の責務」が次のように規定されています。

「第8条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。
2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。」

- ◆ 企業は、中小企業基本法第2条第4項において、「経営資源とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源」と定義されている趣旨を踏まえ、「価値ある情報」である知的財産についても、競争力の源泉となる、不可欠な経営資源であると認識することが重要です。併せて、知的財産を含めた各経営資源は、経営戦略を実現するために効果的に活用されるものであり、独自の知的財産戦略の策定・推進に当たっては、その点に十分留意しなければなりません。
- ◆ 国の「知的財産政策ビジョン」では、「中小・ベンチャー企業は、革新的な技術の創造の担い手として、また地域経済の担い手として我が国の産業競争力の源泉をなす存在であり、その事業活動の活性化は日本経済の成長と発展のために必要不可欠」とされています。

また、「中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針」においても、「中小企業が本県経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興が本県経済の活性化に不可欠」とされているとおり、県内企業の大多数を占める中小企業においては、知的財産活動を通じた競争力や事業基盤の強化を図ることが求められています。

- ◆ 知的財産活動の推進に当たっては、①企業活性化センターや弁理士等、

支援機関の支援を受けながら、自己の保有する技術の権利化や、知的財産の管理体制等の強化を図る、②「秋田産学官ネットワーク」の活用や他の企業・大学等との共同研究により、他の企業や大学等の知的財産の活用を推進する、③国・大学等・産業支援機関等が実施する知的財産研修・セミナー等に参加し、知的財産に関する理解を深めるとともに、人材育成を推進するということを基本に、独自の戦略に基づき取組を進める必要があります。

- ◆ 「特許行政年次報告書2017年版」によると、全国の中小企業数が全企業数に占める割合は99.7%以上である一方で、特許出願件数に占める中小企業の割合は15%にすぎないものとなっています。積極的な権利の独占・収益の確保という面のみならず、「自前主義から脱却し、研究コストを圧縮する」「第三者からの権利侵害との訴えを防ぐ」という点を意識することも大切です。
- ◆ また、「営業秘密」の流出により大きな被害を受ける事例が生じていることを踏まえ、特許権等権利化して公開するもの、ノウハウとして内部管理するものをしっかりと仕分けし、戦略的に運用する必要があります。

(2) 各ステージにおける対応指針

① 創造

○ 経営課題等の解決に資する知的財産を創造する研究開発等の推進

- ・ 直面している課題に限らず、社会経済情勢の変化に伴い発生が予想される将来の課題も的確に把握・分析した上で、顧客ニーズ等に対応した独創的研究開発を推進します。

○ 大学や公設試等が保有する知識、経験、技術等の有効活用

- ・ 経営課題等の解決に当たっては、単独での研究開発を上回る成果の獲得や研究開発におけるリスク・コストの低減を図るため、大学や公設試等が保有する研究シーズの活用や、これらとの共同研究開発など、大学や公設試等の活用を積極的に進めます。

② 保護

○ 研究開発等の成果として生み出された知的財産の戦略的な取扱い

- ・ 研究開発等の成果として知的財産が得られた場合には、経営戦略に照らし、特許権の取得等権利化を進めるものと、権利化せずノウハウとするものとに仕分けした上で、①他者に使用させる部分、②他者に使用させない部分（秘匿又は独占実施）を選択する「オープン・アンド・クローズ戦略」を適切に展開し、競合他社への意図せざる技術流出や出願費用等の増加を防ぐなど、戦略的に知的財産活動を推進します。
- ・ 知的財産活動を推進するため、国や大学等、産業支援機関等が実施する知的財産の研修やセミナー等に参加し、知的財産に関する理解を深めるとともに、知的財産人材の育成を推進します。

③ 活用

○ 知的財産の積極的かつ戦略的な活用の推進

- ・ 自ら持つものにとどまらず、県や大学等、外部機関の持つ知的財産も積極的かつ戦略的に活用し、魅力ある新商品（サービス）の開発等に取り組み、競争力や事業基盤の強化を図ります。

※大学が持つ特許と企業が開発する新技術には重複が多いとの民間機関の調査結果もあり、外部機関の活用は、効率的に進めていく上で重要です。

（3）指針推進のための基盤整備の展開方向

指針を推進するに当たり、基盤整備の展開方向は次のとおりです（【】内は企業の基盤整備を支援する主な機関）。

① 従業員の発明インセンティブの向上【支援機関：産業支援機関】

- ・ 優れた発明を行った従業員等に対する職務発明制度による補償金の支払いや実績に応じた人事考課など、適切な処遇の確保

② 知的財産人材の育成【支援機関：国、大学等、産業支援機関】

- ・ 知的財産関係法令や各種制度等に関する研修会の開催など、知的財産管理業務に精通した社内人材の育成
- ・ 従業員等の知的財産に関する意識の向上

③ 知的財産専門家の活用【支援機関：産業支援機関、弁理士事務所】

- ・ 大学等が創造する知的財産を活用するための、企業活性化センターの「知財総合支援窓口」等の活用

④ 出願費用等の計画的な確保【支援機関：国、産業支援機関、金融機関】

- ・ 事業計画や利益計画に、特許出願等の見通しや必要経費を盛り込むなど、出願及び維持・管理費用等の確保
- ・ 国の支援制度の活用

⑤ 大学や行政等とのネットワークの構築

【支援機関：大学等、産業支援機関、県】

- ・ 大学や行政（県）等との積極的な交流（「秋田产学官ネットワーク」への参画や、同ネットワークが開催する交流イベントへの参加）

- ・ 大学等や産業支援機関が開催する知的財産の普及啓発等に関する研修会やセミナー等への積極的な参加

⑥ 職務発明制度の整備【支援機関：国、産業支援機関】

- ・ 特許法第35条に対応した職務発明制度の整備

※職務発明制度の「特許を受ける権利」については、以前の「従業者帰属」から「使用者帰属」も選択できる制度に見直されました。

2 大学等【大学、高専】

- ◆ 県内大学等においては、独自の知的財産ポリシーに基づき、戦略的な知的財産の創造や保護、企業における活用促進等、積極的な知的財産活動を展開し、社会経済の発展に貢献することが求められています。

(1) 概要

知的財産基本法には、「大学等の責務等」が次のように規定されています。

第7条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な待遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

- ◆ 県内大学等が生み出す知的財産は、豊富な研究資源を活かした、独創的で革新的な研究開発の成果であり、本県の社会経済の発展に不可欠なものです。「平成30年度 大学等における产学連携等実施状況について」によると、平成31年3月末の「(合計)保有件数-国内-特許権」では上位に秋田大学(全国52位、東北3位)、秋田県立大学(全国104位、東北7位)がランクインしています。大学等は、その研究開発能力や研究資源を十分に活用し、質の高い知的財産の創造に資する研究を推進するとともに、県内企業等における知的財産人材の育成に係る支援を積極的に行う必要があります。
- ◆ なお、大学等は、設置目的や実施する研究開発の特性等に応じて独自の知的財産ポリシー等を策定し、知的財産活動を推進しますが、本県において、大学等の知的財産活動は重要な位置を占めていることから、その策定に当たっては、こうした県の実情に留意しなければなりません。
- ◆ 大学等には、従来の「教育」や「研究」に加え、「社会貢献」や「地域貢献」の役割を果たすことが期待されています。大学等の活動による産業振興への影響は大きく、知的財産活動の観点からは、例えば①全国における大学等と民間企業との共同研究実施件数は、ここ数年増加傾向であるものの、中小企業の占める割合は3割に満たないこと、②大学等の特許権実施等件数は、保有件数の約3割にとどまり、日本全体の平均的な特許権利用率(約5割)を下回るなど低調であること、③防衛目的の知的財産権の取得後、権利が死蔵・休眠状態となり、有効活用されていない例が把握されていることなどの状況にあることから、本県でも、中小企業との更なる共同研究促進や特許利用率向上、人材育成支援等を進める余地があり、大学等の優れた研究成果や教育資源を民間企業等に発信し、その活用を促進していくことが求めら

れています。

(2) 各ステージにおける対応指針

① 創造

○ 質の高い知的財産を創造する研究開発等の推進

- ・ 社会経済が直面している喫緊の諸課題の解決に限らず、中長期的な視点に立った独創的・革新的研究開発を推進します。
- ・ 特許や品種などの知的財産の価値を十分に發揮するため、企業等との共同研究等に積極的に取り組み、社会経済ニーズに対応した知的財産を創造します。

② 保護

○ 研究開発等の成果である知的財産の権利化の推進と適正管理

- ・ 知的財産の効果的・効率的活用が図られるよう、研究者等が行った発明等の適切な権利化が実施できる体制を整備します。
- ・ 特に特許に関しては、審査請求対象の選別や不要特許権の処分を行うなど、適正な管理を行います。
- ・ 大学等の保有する優れた教育資源を活用し、知的財産に関するセミナーを開催するなど、県内企業等の知的財産人材の育成を支援します。

③ 活用

○ 知的財産の積極的な社会還元の推進

- ・ 知的財産の価値を發揮するためには、早期に社会還元することが重要であり、大学等は、生み出した知的財産を積極的に県内企業等に技術移転します。
- ・ なお、技術移転に当たっては、近年米国で、特許を持ちながら自らは製品化しない特許管理会社が、大企業相手に特許侵害の訴訟を提起する例が確認されており（「パテント・トロール（特許の怪物）」）、平成26年3月にとりまとめられた「イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策」において、「大学等が知的財産権を、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等へ譲渡することは原則避けるべき」との方針が示されていることから、大学等の社会的使命を踏まえ、健全な企業活動に悪影響を与えることのないよう留意します。

(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向

指針を推進するに当たり、基盤整備の展開方向は次のとおりです。

① 研究者の発明インセンティブの向上

- ・ 優れた発明を行った研究者等に対する職務発明制度による補償金の支払いなど、適切な待遇の確保

② 学内外における知的財産人材の育成

- ・ 知的財産関係法令や各種制度等に関する研修会の開催など、知的財産管理業務に精通した学内人材の育成
 - ・ 研究者等の知的財産に関する意識の向上
 - ・ 知的財産人材の育成に取り組む企業等への支援
- ③ 知的財産専門家の活用
- ・ 研究者等が行った発明等の評価や知的財産の管理を適正に行うための、弁理士等の活用
 - ・ 知的財産を企業等に円滑に技術移転するための、コーディネータやTLO等の活用
- ④ 知的財産管理機能の強化
- ・ 最適な知的財産マネジメントを行うための、知的財産本部等、学内組織の整備
- ⑤ 知的財産活動関連予算の確保
- ・ 知的財産を適正に権利化し、これを維持・管理するための、出願費用、特許料等に係る予算の確保
- ⑥ 他大学やTLO等との連携強化
- ・ 最新の技術動向や社会経済ニーズを把握し、質の高い知的財産の創造や円滑な技術移転等を図るための、他大学やTLO、「秋田産学官ネットワーク」等との連携強化
 - ・ 独立行政法人科学技術振興機構（JST）に知的財産権を集約し、その活用を図る事業の実施等
- ⑦ 職務発明制度の整備
- ・ 特許法第35条に対応した職務発明制度の整備
- ※職務発明制度の整備に当たっては、次の点に留意が必要です。
- ①「特許を受ける権利」が、「従業者帰属」から「使用者帰属」も選択できる制度に見直されたこと
- ②複数機関からの混合給与（クロスマーチント制度）の導入が更に進展する場合、それらへの対応が必要であること
- ③職務発明以外の自由発明（雇用関係にない学生の発明など）については、発明創出後に検討するよりも、事前に取り決めをしておくことが望ましいこと。
- ⑧ 知的財産を企業等に適正かつ円滑に技術移転するための、各種制度の整備

3 県【公設試、公設試所管課、地域産業振興課等】

- ◆ 公設試の研究成果から生み出される知的財産権は、大きく①特許権等の産業財産権、②植物の新品種である育成者権の2つであり、これにノウハウ等を組み合わせた知的財産活動を一層活発化し、本県産業の振興を図ります。
- ◆ 特許権等を活用した積極的な技術移転は、県の知的財産活動の中で最も重要であり、知的財産事務に携わる職員は、別に定める「秋田県県有特許等関連業務の手引き」等に基づき、知的財産を適正に管理・運用します。
- ◆ 県内企業が、大学等や県との共同研究や、その知的財産の活用を積極的かつ円滑に進めることができるよう、産学官連携の取組を推進します。

[I 特許権等]

(1) 概要

知的財産基本法には、「地方公共団体の責務」が次のように規定されています。

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に
関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生か
した自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- ◆ 県では、3期プランの内容を受け、知的財産政策をビジョン2.0に定め、
それに基づき知的財産の創造・保護・活用を推進することとしています。
- ◆ 県における研究開発は、公設試がその役割を担っており、各公設試が県民
ニーズや部局の政策目的を反映した「中長期計画」を定め、推進しています。
- ◆ 県は、公設試の高い知的財産創造能力を最大限活用し、県内企業等の新製
品開発やコスト削減等、競争力や事業基盤の強化につながる質の高い知的財
産を生み出し、これを適正に保護し、積極的に技術移転するとともに、「秋田
産学官ネットワーク」等の活用により産学官連携を推進することにより、地
域経済の発展を図ります。

(2) 各ステージにおける対応指針

① 創造

○ 質の高い知的財産を創造する研究開発の推進

- ・ 公設試は、その中長期計画等に基づき、現在又は将来の県民ニーズに
対応した単独研究や県内企業等との共同研究を積極的に推進し、技術
移転可能な質の高い知的財産を豊富に生み出します。

② 保護

○ 研究開発等の成果である知的財産の権利化の推進と適正管理

- ・ 県が行う知的財産活動は公金を原資としていることを再認識し、出願
目的を明確化した上で、知的財産の権利化を進めます。
- ・ 特許に関しては、審査請求対象の選別を適切に行うほか、外部機関等
と十分に意見交換しながら、不要な特許権を計画的に処分するなど、

適正に管理します。

③ 活用

○ 県有知的財産の積極的な技術移転の推進

- ・ 県内企業等に対し、訪問した際に、また、共同研究・受託研究や技術支援を通じて、さらには研究成果発表会や「秋田産学官ネットワーク」が開催する交流イベント等の機会をとらえて、研究シーズを紹介するなど積極的な情報発信を行います。
- ・ 県内企業等に対し、そのニーズに応じて、ノウハウ等の技術支援も含めた実施許諾又は権利譲渡により、積極的に技術移転を進めるとともに、実用化に向けたフォロー活動を行います。

(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向

指針を推進するに当たり、基盤整備の展開方向は次のとおりです。

① 研究者の発明インセンティブの向上

- ・ 優れた発明を行った研究者に対する職務発明制度による補償金の支払いや、研究員が自ら資質向上を図ることのできる環境の整備など、適切な処遇の確保

② 知的財産人材の育成

- ・ 知的財産関係法令や各種制度等に関する研修会の開催など、知的財産管理業務に精通した府内人材の育成
- ・ 研究者等の知的財産に関する意識の向上

③ 知的財産専門家の活用

- ・ 弁理士事務所や企業活性化センターの「知財総合支援窓口」等を活用した適正な出願や、県内企業等への円滑な技術移転等
- ・ 知的財産を適正に管理するための弁理士等の活用

④ 最適な知的財産マネジメントを行うための管理体制の整備

- ・ 知的財産管理統括部局であるあきた未来創造部、知的財産所管・管理部局である事業部局、実務の大部分を担う公設試の連携体制や、事業部局・公設試における管理体制の整備

⑤ 知的財産活動関連予算の確保

- ・ 知的財産を速やかに権利化し、これを適正に管理するための知的財産活動関連予算の確保

〔 権利化：出願、審査請求、弁理士活用に係る経費等
〔 管理：特許料、弁理士活用に係る経費等

⑥ 産業支援機関等との連携強化等

- ・ 県民ニーズを的確に把握しながら、質の高い知的財産の創造や円滑な技術移転等を図るための、企業活性化センター等の産業支援機関と公設試の連携強化
- ・ 「秋田産学官ネットワーク」等の活用による産学官連携の推進

[Ⅱ 育成者権]

(1) 概要

種苗法には、その目的が次のように規定されています。

第6条 この法律は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

- ◆ 県育成品種は、公設試が創造する産業振興の推進力であり、本県農林水産業の振興に寄与する不可欠の戦略資源です。このため、県は特性の優れた農林水産植物を育成し、これを適正に保護し、積極的に普及して本県農林水産業の振興を図る必要があります。
- ◆ 県育成品種が幅広く普及するにあたっては、当該品種が消費者ニーズに裏付けされた実需者ニーズや、市場ニーズに合致していることと、新品種を生産する技術及び流通が確立していることが一体不可分です。
つまり、県育成品種を県内の農林水産業者に幅広く普及するためには、的確なマーケティングを実施し、品種の特性を十分に生かすことのできる栽培技術を確立し、種苗供給体制を整えることが求められます。
- ◆ 公設試においては、育種部門と栽培部門が一体となって研究開発を推進するとともに、農林水産部の関係各課や農業団体等と連携して、本県農林水産業の振興に寄与する品種を育成していきます。

(2) 各ステージにおける対応指針

① 創造

○ 質の高い新品種を創造する研究開発の推進

- ・ 公設試においては、生産者ニーズや市場ニーズ、実需者ニーズ、消費者ニーズを的確に捉えた研究開発マーケティングを実施し、普及可能な品種を育成する研究開発等を推進するとともに、品種の普及に不可欠である栽培技術の開発と提供を併せて行っていきます。

② 保護

○ 研究開発の成果である新品種の権利化の推進と適正管理

- ・ 農林水産植物の育成には専門的な技術や知識が求められ、また、多くの費用と労力を伴うことから、育種の振興と種苗流通の適正化を図るためにには新品種育成者の権利を適切に保護する必要があり、種苗法に基づく品種登録制度によって権利化を推進します。
- ・ 従来品種に比べ特性が明らかに優れ、普及させる上で支障のないもの等について的確に権利化を進める一方、作付面積が減少し今後も増加の見通しが無いものや新品種によって置き換えとなるもの等については廃止するなど、育成者権を適正に管理します。

③ 活用

○ 育成者権の的確な活用の推進

- ・ 優良な品種について育成者権を適切に保護しながら、その種苗を迅速かつ安定的に供給することは、本県農林水産業における知的財産施策の根幹をなすものです。このため、幅広く県内農林水産業者に対して情報提供し利用許諾を行うとともに、種苗の供給体制を強化する取組を推進します。
- ・ 一方、種苗の国際流通の推進に当たっては、UPOV条約加盟国の立場から国際的に調和の取れた形で育成者権を保護するため、国及び関係機関との情報共有体制の強化に努めます。

(3) 指針推進のための基盤整備の展開方向

指針を推進するに当たり、基盤整備の展開方向は次のとおりです。

① 研究者の新品種育成インセンティブの向上

- ・ 優れた新品種の育成を行った研究者に対する補償金の支払いや、研究員が自ら資質向上を図ることのできる環境の整備など、適切な処遇の確保

② 品種管理業務を担う人材の育成

- ・ 育成者権関係法令や各種制度に関する研修会の開催など、品種管理業務に精通した府内人材の育成
- ・ 研究者等の育成者権に関する意識の向上

③ 種苗の安定供給体制の整備

- ・ 迅速かつ安定した種苗供給を行うための、関係機関の連携・管理体制の整備

④ 品種維持管理予算の確保

- ・ 質の高い新品種を速やかに権利化し、これを適正に保護し、確実に維持するための品種維持管理予算の確保

第7 「知的財産活動」を通じた秋田県の活性化に向けて

1 「知的財産活動」のとらえ方について

- 「知的財産活動」という言葉については、研究開発部門を持つ企業や、研究が使命の一つである大学、研究機関を持つ県においては一般的であっても、大多数の企業においては、なじみの薄いものかも知れません。
県を挙げて推進する知的財産活動を、どのようにとらえるべきでしょうか。
- 「どうほく知的財産いいねっと（東北経済産業局ウェブサイト）」では、次のように解説しています。
 - ① 知的財産は、高度な技術や革新的なデザインなどに限られたものではなく、また、大企業や研究者にしか生み出せない特別なものでもない。
 - ② 「知的財産＝特許」、「知的財産活動＝特許出願」と限定的にとらえられがちだが、知的財産活動は日頃の生活や企業活動の中にもあり、必ず行わっている身近なものとしてとらえるべき。
 - ③ 例えば、I) 自社分析、市場分析、競合他社分析、II) 商品（サービス）のコンセプトや機能・デザインの検討、III) 商品（サービス）のネーミングやパッケージデザインの検討、といったことも知的財産活動であり、企業の一連の事業活動の中で日常的に行われている。
 - ④ そのような知的財産活動を成果につなげるためには、その活動が、企業の経営戦略・個々の事業戦略等、常に経営上の課題と結びついている必要がある。
- このように、「知的財産活動は特別なものではなく、日常的に行われているものである」ということを認識した上で、「知的財産活動をいかに展開すれば経営戦略を達成できるか（自社の競争力を高め、かつ、事業を守ることにより、経営基盤を強化することができるか）」という観点からとらえていくことが大切です。

2 各主体に期待される「知的財産活動」における役割について

各主体の知的財産活動の推進指針は第5に示したとおりですが、それをまとめると、それぞれが、次の役割を果たすことが期待されています。

(1) 企業

- ・ 企業は、本県の経済や雇用に重要な役割を果たしており、その振興が本県経済活性化の鍵を握っています。
- ・ 独自に事業を推進していくに当たっては、知的財産を大切な経営資源と認識し、それを活用して競争力の強化を図るなど、経営戦略上、知的財産活動を適切に位置付け、計画的に推進していく必要があります。
- ・ また、競争力の強化による収益の向上のみならず、自己の事業を守り、その基盤を強化するとの視点に立ち、各支援機関の支援を十分に活用しながら、独自の知的財産戦略を進めていく必要があります。

(2) 大学等

- ・ 大学等は、その使命として「研究」「教育」に取り組み、専門的知見に基づく研究活動の推進はもちろん、その教育資源を活用し、企業等におけ

る知的財産人材の育成を積極的に支援する必要があります。

- ・ また、第三の使命としての「社会貢献」の観点からは、企業との積極的な共同研究等を通じて、企業の経営課題解決に結びつくような質の高い知的財産を生み出すなど、研究の成果を早期に社会に還元することが求められています。

この社会還元の観点からは、知的財産ポリシーの策定に当たり、企業が大学等の知的財産を活用しやすいように留意するとともに、既存の企業に対する大学等の知的財産活用の働きかけはもちろん、学生等に対し知的財産や起業に関する教育を実施するなど、知的財産に基づく起業を促進する取組も期待されています。

(3) 県

- ・ 県は、食品や健康・環境、農林水産、工業の各分野にわたる研究機関を設置し、研究活動を進めています。

研究機関は、研究活動の原資は公金であることを再認識し、事業部局と緊密に連携しながら、県民ニーズを十分に踏まえた研究を推進するとともに、質の高い知的財産を生み出し、産業振興に結びつけていく必要があります。

- ・ また、県内企業が県・大学等の知的財産の活用や共同研究の検討等を積極的かつ円滑に進めることができるよう、体制や環境を整えていかなければなりません。

そのため、全県的な产学研官金ネットワークである「秋田产学研官ネットワーク」の充実・強化を図るとともに、県内企業が継続して知的財産活動に取り組んでいけるようにサポートする必要があります。

3 結びに

知的財産活動は、各実施主体がその役割を踏まえ、連携して展開されことで、より高い効果を得ることができます。

そのためには、企業や大学等、県の関係部局はもちろん、産業支援機関等を含め、全県的に本指針の趣旨を共有し、取組を進めていく必要があります。

つまり、知的財産活動は、①戦略的に研究テーマを設定し、人員や施設・設備、資金等を投入し、質の高い研究成果を創造する、②その研究成果を、知的財産活動戦略に基づき、新たな知識として社会に発信するもの、内部での取扱いにとどめるものとに区分し、必要なものについては、速やかに十分な権利化を図る、③新たな知識として社会に発信された知的財産を活用し、新規事業の立ち上げや事業基盤の強化を図りつつ、他者への技術移転も推進する、というサイクルを繰り返していくものであり、実施主体が各過程において、自らの活動が産業の振興、ひいては秋田県の発展につながるということを意識しながら、連携して社会還元に取り組むということに尽きるのであります。

用語説明（※五十音順）

【秋田県発明協会】

発明の奨励と産業財産権制度の普及等により、科学技術を振興し、産業経済の発展に寄与するための組織。表彰・展覧会、産業財産権制度の普及、少年少女の創造性育成のための業務を実施する。

【意匠（権）】

意匠法の目的は、「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」とされており、物品のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を探究するものである。

同法では「意匠」を「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」としており、登録を受けるためには、「工業上利用できる（工業的な生産過程を経て、反復して量産できる）意匠」であるほか、新規性、創作性等の要件を満たす必要がある。

【営業秘密】

不正競争防止法において、窃取、詐欺等の不正の手段により営業秘密を取得し、自ら使用し、又は第三者に開示する行為を営業秘密の侵害行為として規定している。

ここでいう営業秘密は、一般に「企業秘密」等と呼ばれる事業者の保有する情報（設計図、製造ノウハウ、顧客名簿、販売マニュアル等）のうち、①秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用な情報であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）の要件を全て満たすものである。

【外国出願】

権利を取得したい他国の特許庁に対して直接出願すること。パリ条約に基づく優先権制度（ある国で特許出願した者が、一定期間内に他の国にも特許出願する際、後の出願に関する新規性・進歩性等の判断の基準日を先の出願の時点とするなど、優先的な取り扱いを認める制度）を活用する場合も含む。

【考案（実用新案権）】

実用新案法の目的は、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」とされている。

同法では「考案」を「自然法則を利用した技術的思想の創作」としており、保護対象を産業上利用できる「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」に限定している。

実用新案権は無審査で権利が付与されることから、権利者は実用新案技術評価書（特許庁の審査官が、出願された考案の新規性、進歩性などに関し評価を行ったもの）を提示して警告した後でなければ行使することができない。

【混合給与（クロスマーチントメント制度）】

他の研究機関と給与を分担して研究者を雇用する制度。研究者が複数の機関と契約を結び、勤務割合に応じてそれぞれから給与を受け取る。

【産業財産（権）】

産業財産権は、知的財産権のうち特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の4つを指し、特許庁が所管する。

【（特許の）出願公開】

特許出願の日から1年6月経過したときに、「公開特許公報」により、出願内容を一般に公表する制度で、出願公開前に取り下げなどがあったものを除き、原則として全ての出願が公開される。

同じ技術を重複して研究し、重複した出願がなされるという弊害を防止するため、審査の段階を問わず、1年6月を経過すれば広く公表することとされている。

【商標（権）】

商標とは、事業者が自己（自社）の取り扱う商品・サービスを他人（他社）のものと区別するために使用するマーク（識別標識）である。

商標法の目的は、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護すること」とされており、商標登録がなされると、権利者は指定商品又は指定役務について、登録商標を独占的に使用できる。また、第三者が指定商品又は指定役務と同一の商品又は役務に自己の登録商標と類似する商標を使用すること等を排除することができる。

【職務発明制度】

使用者が研究開発投資を積極的に行い得るよう安定した環境を提供し、職務発明の直接的な担い手である個々の従業者が使用者によって適切に評価され、報いられることで、発明のインセンティブを喚起しようとする制度のこと。

【審査請求】

特許法における「出願審査の請求」のこと。特許出願された発明が特許として登録されるためには、特許庁の審査官による「実体審査」を受ける必要があり、この実体審査は、審査請求があつたものだけに行われる。審査請求は、出願から3年以内に行う必要がある。

【新品種（育成者権）】

種苗法の目的は、「新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与すること」とされている。

品種登録制度の保護対象は植物の「品種」であり、品種とは、特性（「花の色が青いこと」、「果実が大きいこと」等）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一つの植物体の集合を指す。

品種登録されると「育成者権」が発生し、育成者権を有する者は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種の種苗、収穫物及び一定の加工品を業として利用する権利を専有する。

【地域団体商標】

「地域名」と「商品名・サービス名」からなる商標の登録を、一定の要件下で認める制度。平成18年4月1日から受付が開始されている。

従来の商標制度では、このような構成は特定の者の商品又はサービスであることを識別できない、特定の者の独占になじまない等の理由により、全国的な知名度を獲得した場合等を除き、商標登録を受けることができなかった。

【知財総合支援窓口】

中小企業などが企業経営の中でノウハウも含めた知的財産活動が円滑にできるよう、アイデア段階から事業展開までの一貫した支援を行うために、都道府県毎ごとに設置される窓口。窓口支援担当者が知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けるとともに、様々な専門家・支援機関などと共同でワンストップサービスを提供する。

秋田県では、企業活性化センター内に設置されている。

【知的財産】

発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術的情報又は営業上の情報のこと。

【知的財産権】

特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（国家に対して独占的権利の付与を請求しうる財産権を含む）のこと。

【知的財産政策ビジョン】

平成25年6月7日に知的財産戦略本部が決定したもので、長期政策課題等を盛り込んだ、今後10年間を見通した長期ビジョンとして策定された。

①産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備、④コンテンツを中心としたソフトパワーの強化が4本柱に据えられている。

【知的財産戦略本部】

内外の社会経済情勢の変化に伴い、日本の産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、平成15年3月、内閣に設置された組織。

本部長は内閣総理大臣で、知的財産推進計画の作成や実施、知的財産の創造・保護・活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進や総合調整等の事務を行う。

【知的創造サイクル】

①研究開発部門等において実用性の高い知的財産を生み出す、②知的財産をすばやく特許等により権利として保護する、③産業界において技術移転を受け活用する、④再び研究開発部門にフィードバックし、知的財産の再生産を拡大する、という知的財産の

「創造・保護・活用」の好循環システムのこと。

【地理的表示保護制度（GI）】

農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該產品の產地を特定でき、產品の品質等の確立した特性が当該產地と結びついているということを特定できる名称の表示を保護する制度。名称登録產品の生産者団体が定めた基準を満たす当該団体の構成員（生産者）のみが当該名產品の名称の表示（地理的表示（GI : Geographical Indication））を付することが可能。

【通常実施権】

特許法の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利のこと。

なお、「専用実施権」は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利で、通常実施権と異なり、専用実施権を設定した場合、特許権者は自ら特許発明を実施できない。

【独立行政法人科学技術振興機構（JST）】

文部科学省が所管する独立行政法人で、主に我が国の大学や研究機関の技術を社会に還元するための支援事業を手がける機関であり、「新技術の創出に関する研究」、「新技術の企業化開発」、「科学技術情報の流通促進」、「研究開発に関する交流と支援」、「科学技術への关心と理解の増進」の5つを事業の大きな柱としている。

(Japan Science and Technology Agency)

【独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）】

産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、特許庁と連携しつつ、産業財産権関連情報の提供、権利化の促進、知財人材育成などの業務を実施する。

(National Center for Industrial Property Information and Training)

【特許（権）】

特許法の目的は、「発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与すること」とされている。

特許法上、特許を受けている発明を「特許発明」といい、特許権の効力として、特許権者は「業として特許発明の実施をする権利を専有する」とされており、他人が無断で業として特許発明を実施することはできない。

【特許を受ける権利】

国家に対し特許権の付与を請求しうる譲渡性のある財産権を指し、発明者による発明の完成により発生し、特許権設定の登録により消滅する。

【発明】

特許法上、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されており、保護対象となる発明は、①産業上の利用可能性、②新規性、③進歩性（容易に思いつくものでない）を備え、かつ④先に出願されていない、⑤公共の秩序に反しないものである。

【弁理士】

弁理士法上、「他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁判に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする」等が規定されており、弁理士の資格を得るには、弁理士試験に合格する必要がある。

【PCT国際出願】

外国で特許権を取得するための出願方法の一つで、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）に基づく出願のこと。

この制度では、一つの出願書類を条約に従い日本の特許庁に提出することで、複数の国に同時に出願したことと同じ効果を得ることができる。

【TLO（技術移転機関）】

大学等の研究開発成果を譲り受けたうえで権利化し、企業への情報提供、マーケティング等を行うことにより、企業への実施許諾等の技術移転を図る組織。
(Technology Licensing Organization)

【UPOV条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）】

植物新品種保護国際同盟（International Union for the Protection of New Varieties of Plants）が管理する植物新品種の保護に関する国際条約のこと。

秋田県知的財産活動推進指針

**平成27年3月
令和2年4月改定**

秋田県産業労働部地域産業振興課

〒010-8572

秋田県秋田市山王三丁目1番1号

電話:018(860)2247(直通)